

平成29年度生坂村国民健康保険運営協議会要旨

1. 日時及び場所 平成29年12月6日（水）14時00分から

生坂村健康管理センター

2. 出席者 市川寿明、瀧澤龍一、字引文威、牛澤行雄、野澤忠一
山口正英、古谷洋、矢崎吉純
(役場関係)
藤澤村長、山本健康福祉課長、那須美穂子、大澤保健師

3. 協議事項

- ① 運営協議委員への委嘱状交付及び「生坂村国民健康保険条例」の確認
- ② 国民健康保険制度改正について（平成30年度に向けた制度改革等）
- ③ その他

説明内容

【国民健康保険制度改正について】

1. なぜ今制度改革が必要なのか。（構造的な課題と対応の方向性）
2. 公費による財政支援の拡充
3. 国保運営に係る県と市町村の役割
4. 改革後の市町村の運営の仕組み
5. 改革後の国保加入者の負担・手続き
6. 納付金額・税率について
仮係数による試算額、納付金、財源

委員からの意見質問

【国民健康保険制度改正について】

(質問)

県から示される税率はのまざるをえない、ということか。

(回答)

県で示した税率を上げるか、上げないかは村で決定する。

納付金に充てられる財源はさまざまあり、不足分については生坂村の基金を充てることもできるので今の税率を上げず、負担が増えないようにしていきたい。生坂村の税率を維持するか、県の税率に合わせるかは今後協議をしていただく。

(質問)

都道府県が責任主体となることで、個人の保険料は上がるのか。また、市町村によってことなるのか。

(回答)

責任主体は県になるが、税率を決め徴収するのは各市町村になるので、個人の保険料は市町村によって異なる。生坂村としては、今後この協議会において税率を決めることになるが、納付金に充てられる基金等を十分検討し、出来るだけ今の税率を維持したいと考えている。

(質問)

保険証番号、記号等は変更になるのか。

(回答)

いまのところ「生坂村」が「長野県」に変わる程度。手続き等国民健康保険に関する窓口は従来どおり各市町村となる。

(質問)

県からの試算等が提示されるのはいつか。また、今後の予定は。

(回答)

県から税率等が確定し提示されるのが1月になると思われる所以、来年2月上旬位にこの協議会を開催し、生坂村としての税率等検討・決定していただく予定。